

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光振興課
契約締結年月日	令和4年7月1日
契約者名	一般社団法人日本旅行業協会
契約名	山梨県インバウンド受入支援事務局業務委託
契約金額 (税込み)	306,899,850円
随意契約理由	<p>山梨県インバウンド受入支援事務局は、インバウンド観光再開を契機とした誘客促進を図るため</p> <p>(1) グリーン・ゾーン認証施設の利用や本県ならではの体験プランの提供等の認定基準を満たすインバウンド旅行商品の造成・販売に対する助成<インバウンド誘客促進ツアー造成事業>及び</p> <p>(2) 外国人観光客の利便性向上等を図るための取り組みに対する助成<インバウンド受入環境整備事業></p> <p>の実施に際し、受付・問い合わせ対応、事業の周知、対象ツアー、助成金の申請受付・審査・支払業務などを一体的に行う。</p> <p>(1) 誘客促進ツアー造成事業においては、国内外のインバウンド旅行者への周知と旅行者から提出があった旅行実績が県の示す基準に適合しているかの審査及び助成金の支払を速やかに行う必要があることから、次の要件をすべて満たしている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外のインバウンド旅行者に対し、迅速・正確に周知できるネットワークがあること ② 旅行者が企画し、実施したツアーを事業者側及び消費者側双方の視点に立ち、迅速かつ的確に審査できること ③ 8ヶ月で最大700ツアーの認定・支払処理が可能な体制が整っていること <p>また、(2) 受入環境整備事業においては、外国人観光客の受入を行う飲食店、小売店、交通事業者、観光事業者等へ事業の周知を図り、申請の受付・問い合わせへの対応・審査・支払を行うものであり、相応の体制が整っており、インバウンド復活を踏まえた迅速な執行が求められるため、県内全域にネットワークを持つ組織に業務を委託する</p>

	<p>必要がある。</p> <p>(一社)日本旅行業協会は、本県に山梨県地区委員会を有し、支店等を持つ全国規模の旅行業者及び県内主要旅行業者(計8社)により構成されていることから、そのネットワークを活用して、迅速・広域な情報発信が可能である。また、各社が抱える多くの従業員を融通して膨大な業務を処理できる体制が迅速に構築することが可能である。</p> <p>なお、同種の団体として(一社)全国旅行業協会が存在するが、事務員が4人と組織が脆弱で、上記②と③を満たすことができない。</p> <p>本事業を実施可能な団体は他にないため、日本旅行業協会から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば契約を行うものとする。</p>
<p>随意契約の適用条項</p>	<p>地方自治法第167条の2第1項第2号</p>